2020 年 5 月 19 日
医療法人　高潮会
理事長　髙橋正子

ご家族様各位

【ご案内】面会制限の基準について

日頃は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。
さて、現在当法人では新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、ご家族様・ご親戚の方等の面会制限を実施しておりますが、その判断基準（面会禁止の実施・解除に係る）について、5 月 18 日付で法人としての指針を策定し、ホームページ及び院内掲示を通じてお知らせしているところでございます。
そこで、その内容について重要箇所を一部抜粋し、下記のとおりご報告いたしますので、お目通しいただければ幸いです。

★☆★☆★☆★☆★☆★☆★　**お知らせしたい 4 つのこと**　★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

●面会制限には原則として面会をお断りする「原則面会禁止」と、週 2 回、1 回に付き 30 分を限度として面会可能である「条件付面会」がございます。

●政府より終息宣言が発表されるまでの間は、原則として「条件付面会」が可能です。

●高知市内にて 3 日間連続して陽性者が発生した場合、同市内で 1 日に 5 名以上の陽性者が発生した場合など、特に警戒を要する事態が生じた際は、その事実があった翌日より「原則面会禁止」が実施されます。

●「原則面会禁止」実施時において、高知市内で 14 日間連続して陽性者が未発生の場合、翌 15 日目より「原則面会禁止」が解除され、「条件付面会」が可能となります。

★☆★

～～～感染リスクの低いＷＥＢ面会は常時実施しております～～～
～～～詳しくはホームページをご覧ください～～～